

鳥取県告示第 539 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 7 月 25 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 トマトの会	東伯郡北栄町北 条島 366-7	ヘルパーステーシ ョントマトよなご	米子市米原一丁目 12 -20-101	居宅介護、重 度訪問介護	平成 20 年 7 月 18 日